

もうひとつの避難者たち

—おおくま町会津会の人びと—

吉原直樹*

国策で始まった原発。そして事業者の東電。誰も責任を取らない。故郷を追われ、帰るところもない。住む家もない。先がまったく見えない。そうしたなかで、不都合な事実にはおかぶりしたまま中間貯蔵施設をつくらうとしている。この無念さ、なぜこのような思いをしなければならないのか。私たちだけが犠牲になっている。原発のない国、絶対にめざすべきです。再稼働などあり得ない。豊かさよりも何よりも、命あっての私たちです。

———Aさんの言葉

1 はじめに

3・11からやがて3年6ヶ月になろうとしている。テレビや新聞では、復旧・復興への動きが確実に進みつつあるように報じられているが、実際のところはどうかなのであろうか。ここになって明らかになっているのは、宮城県、岩手県と比較して、福島県の復旧・復興が遅滞として進んでいないことである。ことに、本稿でとりあげる原発被災の震源地である大熊町の場合、同じ震源地である双葉町同様、復旧・復興どころか杳として行き先の見えない状況が続いている。賠償・補償、除染、災害公営住宅、復興

*専修大学人間科学部兼任講師

計画，そして中間貯蔵施設のどれをとってみても，壁にぶつかっている。そして避難者は依然として剥奪され続けているのである。この点については別稿で触れたのでこれ以上言及しないが（吉原2014a），ここにきて問題をより深刻なものにしているのは，避難民の間でディバイド（裂開）——多分に上からもしくは外からつくられたものとしてある——が幾重にも生じ¹⁾，それらが連鎖して（避難者の）いっそうの難民化，ひいては棄民化を促していることである。

さて，そうしたディバイドの一つが仮設住宅の入居者と借り上げ住宅（以下，通称にしたがって「みなし仮設」と呼ぶことにする）の入居者の間でみられる。みなし仮設というのは，わかりやすく言うと，「一般のアパートやマンション，一戸建ての貸し家などを避難者が自分たちで見つけてきて，それを仮設住宅同様に避難場所として認定してもらう制度」（たつき2012：84）であるが，これまで避難者というと，どちらかという，仮設住宅の入居者に照準されがちであった。これには，みなし仮設の把握が仮設住宅ほど容易でないことも大きく作用していたと考えられる。結果として，同じ避難者でありながら，みなし仮設の入居者が貶価される傾向にあったことは否めない。そしてそれは，現に，みなし仮設の入居者をまなざす側とまなざされる側との間のずれ／軋轢²⁾として表出している。同時に，今日，みなし仮設の入居者の動静が大熊町の避難者の窮状をよりリアルにかつ集約的に示すようになってきているのも確かである。実際，みなし仮設の人びとは，いまや「もうひとつの避難者」としての内質を備えるようになってきている。

本稿では，こうした状況を踏まえながら，みなし仮設に入居している避難民の生活の実相を，おおくま町会津会（以下，会津会と略称）に照準して検討する。その際，検討のための素材を構成するのは，2014年7月中旬から8月上旬にかけて会津会の会員（60名）に対して実施したアンケート調査およびヒヤリング・サーヴェイ* によって得られた知見である。これ

らを参照しながら、容易に展望を見出し得ていない大熊町避難民の生活／コミュニティの「かたち」を、「国家や行政に対する『対峙』と『対話』」（田中2014：161）の相を見据えながらつまびやかにしたいと考えている。併せて、破局から立ち直れないでいる大熊町の「いま」を浮き彫りにすることを目論んでいる。

2 仮設住宅の人びととみなし仮設住宅の人びと

会津会に言及する前に、さしあたり大熊町における避難者の布置状況（constellation）をみておこう。避難者は大別すると、仮設住宅入居者とみなし仮設住宅入居者からなる。ただし、厳密にいうと、これ以外に自宅居住者も存在する。しかし現実には「完全に家に戻るのではなく、仮設住宅や借り上げ住宅などと自宅を行ったり来たりする……『二地域居住』」（たくき2012：85-86）者が数多く存在する³⁾。したがって、上述の区分はあくまでも便宜的なものと考えるべきであって、三者の境界はあいまいである。

その点を踏まえた上で、表1に目を移そう。同表は、2013年4月から翌年6月までの避難者の量的推移をみたものであるが、まず注目されるのは、仮設住宅入居者が漸減傾向にあるのに対して、みなし仮設住宅入居者が漸増傾向にあることである。避難者総数が上記期間において横ばい状況にあることを考慮するなら、仮設住宅入居者が減った分、みなし仮設住宅入居者が増えたことになる。もっとも、実態としては上記のみなし仮設住宅入居者には、仮設住宅→自宅への移行者および先の「二地域居住」者が相当数含まれていると考えられるので、あくまでも一つの変動パターンを示すものにとらえるべきであろう。いずれにせよ、量的推移でみるかぎり、避難者の布置状況における軸線は仮設住宅からみなし仮設住宅の方に徐々に

表1 仮設住宅入居者とみなし仮設住宅入居者（2013年4月～2014年6月）

	年月					
	2013年 4月	2013年 6月	2013年 9月	2013年 12月	2014年 3月	2014年 6月
仮設住宅入居者 みなし仮設住宅 入居者	2,253 8,467	2,192 8,757	2,142 8,806	2,064 8,887	1,978 8,972	1,887 8,994
避難者総数	10,940 (8,237)	10,949 (8,246)	10,948 (8,288)	10,951 (8,297)	10,940 (8,294)	10,881 (8,274)

注1) 年月はいずれも1日現在である。

2) みなし仮設住宅入居者には、自宅居住者も含まれている。

3) 避難者総数の下欄の()内は県内避難者数を表している。

出所) 大熊町公式サイト (<http://www.town.okuma.fukushima.jp/>) より作成。

移っているように見える。

とはいえ、それが避難者の選考の結果であるかどうかは、表1からは直接読み取ることとはできない。ただ確実に言えることは、大熊町のみなし仮設住宅入居者の場合、他市町村のみなし仮設住宅入居者のように何らかの展望（たとえば帰還）の下にみなし仮設住宅が選びとられているわけではないということである。またその点では、みなし仮設住宅入居者も仮設住宅入居者も同じであるといえる。さてその上であらためて指摘したいのは、みなし仮設住宅の入居者の場合、自治会が結成されたものの、加入率がそれほど高くないということである。ちなみに、2014年3月1日現在、会津地方避難者数は2,357名であるのに対して、（会津地域全域をカバーしているはずの）会津会への加入者数は60名ときわめて低い加入状況にとどまっている。入居者のほぼ全員が自治会に半自動的に（=任意）に加入している仮設住宅とは対照的な様相を呈していると考えられる。それでは、自治会はみなし仮設住宅の入居者にとってどのようなものとして存在するのだろうか。

3 会津会の「かたち」と「いま」

3-1 会津会の概況

3-1-1 会津会の発足

会津会が発足したのは、2013年6月12日である。3・11から数えて2年3ヶ月後のことである。ほぼ2ヶ月間の準備期間を経て、40人で立ち上がった。発足の際に行政からこれといった働きかけはなかった。この点は、仮設住宅の自治会とは大いに異なっている。あくまでも自主的に立ち上げたものである。立ち上げの目的は、「おおくま町会津会規約」（2013年6月15日から施行。以下、「会津会規約」と略称）第2条「目的」および第3条「事業」に明瞭に記されている。

第2条 大熊町民で会津若松地区に避難し、みなし仮設住宅に居住する方々との交流を図り、コミュニティの振興に努める。

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会内の相互扶助に関すること。
- (2) 会員相互の親睦及び連絡調整に関すること。
- (3) その他目的達成に必要な事業に関すること。

実は、会津会が発足するかなり以前より、みなし仮設住宅に居住している大熊町民の間で情報交換の必要性が強く意識されていた。そうした点で、自治会の発足はむしろ遅すぎた位である。ちなみに、40人で発足したのは、40人以上で自治会を結成すると一定額の補助金（最大48万円）が町生活支援課から与えられるという制度（正式には大熊町避難者コミュニティ補助金交付要綱—以下、本文では交付要綱と略称）に合わせたためである。実際、発足と同時に48万円の助成を受けることになった。その後、会津会

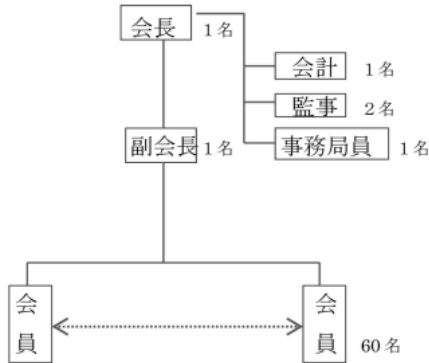


図1 会津会の組織構成

は口コミ等で会員を増やしてきた（この点は後述）。そして2014年4月1日現在で会員は60人に達している。会員の居住地は、喜多方市1人、美里町2人を除くと、すべて会津若松市である。なお、会員が属している大熊町の行政区はバラバラである。この点もまた「元あるコミュニティ」、すなわち、熊一区、熊二区、…という風に行政区ごとに集まっている仮設住宅の自治会とは大いに異なっている（詳細は、吉原（2013：76-77）を参照のこと）。

3-1-2 会津会の組織構成と活動の実態

それでは会津会の組織構成はどのようになっているのでしょうか。図1は、それを示したものである。会長を会計、幹事、事務局員が補佐し、副会長を介して会長は一般会員を統括している。現在の会長は68歳の男性、副会長は64歳の男性、会計は63歳の女性、監事は74歳および67歳の男性、事務局員は65歳の男性である。こう記すと、いかにもトップヘヴィのような印象が抱かれがちであるが、会員の間では「誰かの意見に従うというよりは、皆が自由に議論することが多く、風通しがきわめていい」（Nさん）という。月2回（第1、第3水曜日）定例会を開催し、年1回（4月第1



写真1 ゆっくりすっぺ（筆者撮影）

水曜日）総会を開催している（ちなみに、先の交付要綱では会員の過半数の出席をもって成立すると定められている）。事務局の話では、定例会には大体20～25人ほど参加している。なお、会津会の活動拠点は、「ゆっくりすっぺ」である（写真1）。「ゆっくりすっぺ」は2011年6月22日に開設され、大熊町民のサロンの場として広く利用されているが、発足時から「役場に近いこと」、「簡単な食事ができること」、「ある程度のスペースがあること」、等の理由により会津会の活動拠点となっている。

さて、2014年3月19日の総会時に配布された平成25年度事業実績表によると、発足以降2013年度において実施された事業は、表2のようになっている。先の「会津会規約」において記されているように、「会内の相互扶助」、「会員相互の親睦」に関する「交流会（各種教室、健康講話等）」に加えて、避難生活上の喫緊の課題を見据えた研修会（説明会、懇談会等）が中心になっていることがわかる。ちなみに、会津会で日々活動をしている人たちにとっては、「自分たちは仮設住宅の人たちに比べて情報から疎外されているという意識が強い。」（Sさん）という。だからこそ、表2からは、仮設住宅の自治会にたいして情報へのアクセスにおいて「横並び」に立とうとする意識、つまり置き去りにされたくないというみなし仮設住宅

表2 会津会の事業実績（2013年5月～2014年3月）

年月日	事業概要	事業内	年月日	事業概要	事業内容
2013年 5月28日	会議	発起人会議	2013年 11月6日	研修会	日帰り旅行 ²⁾
6月12日	会議	役員の選出等	11月20日	交流会	蕎麦打ち等
6月19日	会議	議員懇談会等	12月4日	交流会	健康講話
7月3日	交流会	料理教室等	12月18日	交流会	健康講話
7月17日	会議	規約修正等	2014年 1月8日	交流会	団子刺し作り 等
8月7日	会議・交流会	ちまき作り等	1月18日	研修会	説明会 ³⁾
8月31日	研修会	説明会 ¹⁾	1月22日	交流会	講話 ⁴⁾
9月4日	交流会	健康講話	2月5日	交流会	体操指導等
9月18日	交流会	健康体操	2月19日	交流会	ゆべし作り
10月2日	交流会	健康講話	3月5日	交流会	ひな祭り
10月16日	研修会	*延期	3月19日	会議	総会

注1), 3) 原子力損害賠償機構賠償説明会

2) 37人参加

4) 語り部による「貧乏神と福の神」等などの講話
出所) 総会配付資料より作成

の入居者の意向のようなものが読み取れる。と同時に、日常的媒体組織としての会津会の定常的な活動（ルーティン・ワーク）の「かたち」を観て取ることができる。

3-2 会津会に寄り集まる人びと

3-2-1 避難行動からみえてくるもの

それでは以上のような組織構成と活動実態からなる会津会を会員はどのようにみているのであろうか。さしあたり会員の一般的属性について簡単に触れることから始めよう。

表3は、会員の原発爆発直後の避難行動をみたものであるが、ここから会員の属性上顕著な特徴、すなわち、高齢者中心の、女性優位の会員構成

表3 36人の原発爆発直後の避難行動（アンケート調査および聞き取り）

避難者番号	年齢	性別	職業	同居人	自宅からみなし仮設住宅までの経路	避難手段（随伴者）	車所有の有無
①	80代前半	男	無職→無職	妻・子→妻・子→妻・子	自→避→避→民宿→旅→民	トラ→バス→他自(妻, 子)	有(1)
②	70代前半	男	無職→無職	妻・子・孫→妻・子・孫→妻・子・孫	自→避→知	バス→自(妻, 孫)	有(1)
③	30代後半	女	会社員→会社員	父・母→母→なし	自→避→旅→民→民	自(親戚, 父, 母)	有(1)
④	60代前半	女	自営業→自営業	なし→なし→なし	自→避→避→民→民→知→民→民	自(親戚, 夫, 子)	有(1)
⑤	60代前半	男	会社員(管ア・フ)→	妻・子→なし→なし	自→避→旅→民	バス→自(父, 母, 子)	有(1)
⑥	50代前半	女	調理士→無職	子→子→子	自→避→知→避→旅→民	バス→自(母, 弟, 子)	有(1)
⑦	50代前半	女	会社員→無職	夫・子→夫・子→子	自→避→民宿→民宿→民	トラ→バス→他自(妻)	有(1)
⑧	60代前半	男	公務員→無職	妻→妻→妻	自→避→避→民宿→民宿→旅→民	トラ→バス→他自(妻)	有(1)
⑨	70代前半	男	無職→無職	妻・子→妻・子→妻	自→避→避→民宿→民	自(妻, 子)	有(1)
⑩	60代後半	女	自由業→自由業	夫・子→夫・子→夫	自→避→避→民宿→旅→仮設→民	自→バス(夫, 子)	なし
⑪	70代前半	女	無職→無職	子→子→子	自→避→避→民	自(子)	なし
⑫	60代後半	女	無職→無職	夫→夫→夫	自→避→避→実→避→民	自(夫, 孫)	有(1)

⑬	60代後半	女	無職→無職	子→母・子→子	自→避→民宿→旅→避 →旅→民	自(母, 子)	有(1)
⑭	60代前半	女	主婦→主婦	夫・孫→夫・孫→夫	自→避→知→民→民	バス→他自→自(夫, 孫)	有(1)
⑮	70代前半	女	農業→無職	夫→夫→夫・孫	自→避→旅→民	バス→自(夫)	有(1)
⑯	50代後半	女	調理士→無職	夫・子→夫→夫	自→避→親戚→民	自(夫, 子)	有(1)
⑰	60代後半	男	会社員→無職	妻・子→妻→妻	自→避→親戚→民	自(父母, 妻, 子)	有(1)
⑱	40代前半	男	会社員→会社員	父母・妻・子→父母・妻 ・子→妻・子	自→避→民	自(なし)	有(1)
⑲	30代後半	男	公務員→公務員	妻・子→妻・子→妻・子	自→避→旅→民	バス→公用車→自(同僚, 妻, 子)	有(3)
⑳	60代前半	男	会社員(管)→ 会社員(管)	妻→妻→妻	自→避→実家	自(知人, 妻)	有(1)
㉑	60代後半	女	主婦→主婦	夫→夫→夫	自→避→実家→民	他自→自(友人, 夫)	有(1)
㉒	NA	男	NA→NA	妻・子・孫→妻・子・孫 →妻・子・孫	自→避→知→民→民→ 民	バス→他自→自(妻, 子, 孫)	有(2)
㉓	40代前半	男	会社員→公務員	母・妻・子→母・妻・子 →母・妻・子	自→避→避→旅→仮設 →民	自(友人, 母, 妻, 子)	有(2)
㉔	30代後半	男	会社員→公務員	妻・子→妻・子→妻・子	NA	NA	有(1)
㉕	50代後半	女	会社員→主婦	母・夫→母・夫→母・夫	自→避→避→知→知→ 旅→知→旅→民	自→他自→タクシ- (母, 夫)	有(1)
㉖	60代前半	男	会社員→無職	母・妻→母・妻→母・妻	自→避→避→知→知→ 知→旅→民→民	自(母, 妻, 孫)	有(1)
㉗	60代後半	女	無職→無職	子→子→子	自→避→避→避→避→ 旅→民	バス→タクシ- (子)	なし

⑳	70代後半	女	無職→無職	祖母・父・母→祖母・父→祖母・父	自→避→子家→民	バス→自(NA)	なし
㉑	60代前半	女	自営業→無職	夫・子→夫・子→夫・子	自→避→子夫実家→子家→旅→民→民	バス→自(夫, 子, 孫)	有(1)
㉒	60代前半	男	自営業→無職	妻・子→妻・子→妻・子	自→避→子家→子夫実家→子家→旅→民	バス→子自(妻, 子, 孫)	有(2)
㉓	70代後半	男	農業→無職	妻・子・孫→妻→妻	自→避→旅→避→民宿→民→民	自→バス(妻, 親戚)	有(2)
㉔	70代前半	女	主婦→無職	夫・孫→夫→夫	自→避→旅→避→民宿→民→民	他自→バス(夫, 兄, 姉)	なし
㉕	40代後半	女	無職→ア・フ	夫・子→子→子	自→避→親戚→夫実家→民	バス→自(子, 親戚, 夫)	有(2)
㉖	50代前半	女	自営業→ア・フ	夫・子→子→子	自→避→避→避→民→民	自→バス→他車(子, 隣人, 父母)	有(1)
㉗	60代前半	女	無職→無職	夫・孫→夫→夫	自→避→避→親戚→民→民	自(夫, 孫)	有(2)
㉘	60代前半	男	会社員→無職	妻→妻→妻	自→避→避→民→民	自(妻, 孫)	有(1)

注1) 表中「職業」の欄は、2011年3月11日直前→現時点(2014年7月下旬)の2時点を示したものである。なお、会社員(管)は会社社員(管理職)、ア・フはアルバイト・フリーターの略語である。

2) 表中「同居人」の欄は、3月11日の震災直前→入居した時点→現時点の3時点で示したものである。

3) 表中「自宅からみなし仮設住宅までの経路」の欄で用いた略語はそれぞれ以下のものに対応している。

自→自宅、避→避難所、知→知人宅、旅→旅館・ホテル、民→民間アパート・マンション・一戸建て貸家、仮設→仮設住宅、親戚→親戚宅、子家→子どもの家、子夫実家→子どもの夫の実家

4) 表中「避難手段」は利用した交通手段を順に記したものである(括弧内は随伴者)。なお、略語はそれぞれ以下のものに対応している。

自→自家用車、子自→子ども所有の自動車、他自→他人所有の自動車、トラ→トラック

のありようが浮かび上がる。この点は、先に一瞥した役員構成に端的にあらわれているが、同時に会津会の基層をなすものとしても注目される。詳述はさておき、会津会の日々の活動はこれら高齢の女性たちによって支えられている。

さらに注目されるのは、高齢者とともに無職が目立っていることは、ある程度理解できるとはいえ、あまり多くない40代、50代において3・11以前に職についていた者のかなりの部分が、現時点で無職もしくはアルバイト・フリーターになっていることである(⑥⑦⑬⑯⑲⑳㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲)。明らかに、原発被災に伴う雇用の喪失がいわゆる「働き層」の中心に及んでいることがわかる。また同居人が3・11以降総じて減少傾向にあることから、この間指摘されてきた家族離散の状況も観て取ることができる。これらは仮設住宅の入居者の間でも確認されたことであるが(吉原2014)、原発爆発が避難者の生活の基盤／枠組みをいかに根こそぎにしているかをあらためて確認することができよう。

そのことを踏まえた上で、「自宅からみなし仮設住宅までの経路」に目を移してみよう。どのケースにおいても観られるのは、自宅→避難所→みなし仮設住宅の移動パターンである。ちなみに、このパタンで最も多いのは旅館・ホテルを経由するもの(①③⑤⑥⑦⑩⑫⑬⑮⑰⑲⑳㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲)である。実に半数におよんでいる。だがより注目されるのは、全体の半数が最初に自家用車で家族とともに避難していることである(③④⑨⑩⑪⑫⑬⑯⑰⑱⑲⑳㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿)。ここでも仮設住宅入居者とほぼ同様の傾向を観て取ることができる(吉原2013)。詳述はさておき、事実上、「住」の定まらない「難民化」の実相とともに、私事化(privatization)の一つの局面が浮かび上がってこよう。

3-2-2 選び取った(?) みなし仮設住宅の入居

ところで「難民化」の実相によりリアルに迫るためにも、みなし仮設住

宅の入居動機についてみておく必要がある。その際、一つのポイントとなるのは、そこに強制／非選択の契機を窺て取ることができるかどうかである。仮設住宅への入居の場合はあきらかに強いられた側面が強い。しかし、みなし仮設住宅への入居の場合、逆に個人の選好が強く作用しているようにみえる。「選び取っている」というわけである。少なくとも、仮設住宅では家賃不要、みなし仮設住宅では最高で月額9万円まで家賃補助を受けることができるという制度環境の下で積極的に「選び取っている」ことはたしかである。

ちなみに、先の表3によると、36人のうち2人(⑩⑳)だけが仮設住宅を経由している。すなわち、34人は早い遅いは別にして、みなし仮設住宅を「選び取っている」。聞き取りによると、この34人のうち「仮設住宅を申し込んだが、入れなかった」は3人(㉒㉔㉓)、「どちらでもよかったが、たまたま借り上げ住宅になった」は5人(④⑮⑰⑳㉑)にとどまっている。したがって、他はある程度主体的にみなし仮設住宅に入居している。実際、それらの人びと(26人)に入居理由を聞いてみると、「仮設住宅は家族と

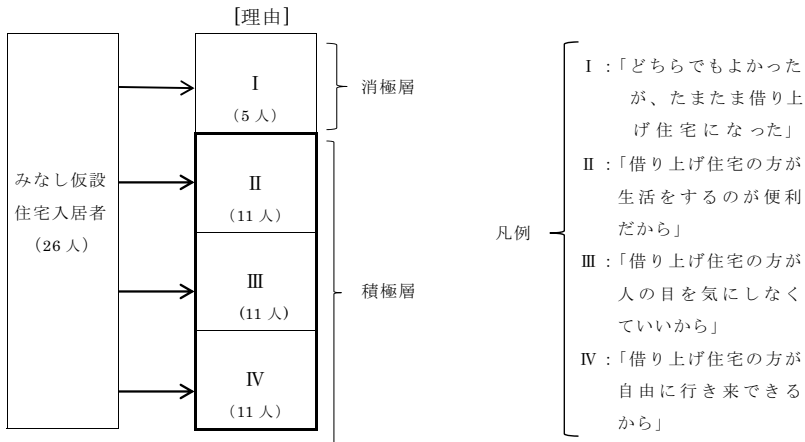


図2 みなし仮設住宅入居者の入居理由

表4 悩みごとと対処方法

	対処方法（上位7位まで）
[1]住まいのこと(26人)	①会津会会員と話し合う(10人) ②親戚や友人と話し合う(9人) ③行政窓口へ陳情(8人) ④何もしない(7人) ⑤専門家に相談(6人) ⑥東電に直接交渉(4人) ⑦その他(2人)
[2]健康のこと(24人)	①会津会会員と話し合う(12人) ②親戚や友人と話し合う(11人) ③行政窓口へ陳情(8人) ④専門家に相談(7人) ⑤東電に直接交渉(5人) ⑥何もしない(5人) ⑦その他(7人)
[3]将来のこと(23人)	①親戚や友人と話し合う(12人) ②会津会会員と話し合う(10人) ③専門家に相談(10人) ④行政窓口へ陳情(7人) ⑤東電に直接交渉(6人) ⑥何もしない(3人) ⑦その他(2人)
[4]老後のこと(22人)	①会津会会員と話し合う(12人) ②親戚や友人と話し合う(10人) ③行政窓口へ陳情(8人) ④専門家に相談(7人) ⑤東電に直接交渉(5人) ⑥何もしない(2人) ⑦その他(1人)
[5]家など財産のこと(22人)	①会津会会員と話し合う(12人) ②親戚や友人と話し合う(8人) ③行政窓口へ陳情(8人) ④専門家に相談(5人) ⑤東電に直接交渉(4人) ⑥何もしない(4人) ⑦その他(1人)

②⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲) であるが、「友人」の22人(②④⑥⑦⑪⑫⑬⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲)と「親戚」の19人(②⑥⑪⑬⑭⑮⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲)がこれにほぼ拮抗している。このことは、交友関係が必ずしも物理的(空間的)に近接する範囲に限定されないことを示している(逆に、仮設住宅の場合、日常的に見られる交友関係は地域内で完結する傾向にある)。

次に避難生活上の悩みごととその対処方法についてみてみよう。まず悩みごとであるが、多いものから順に5つあげると、「住まいのこと」26人(①②④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲)、「健康のこと」24人(①②⑤⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑰⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲)、「将来のこと」23人(②③④⑤⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲)、「老後のこと」22人(②⑤⑧⑨⑪⑫⑬⑭⑰⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲)、「家

など財産のこと」22人(②④⑥⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛)となっている。ところで、それぞれについて対処方法をみたものが表4である(複数回答)。同表より、それらが明らかに先の交友関係とクロス／共振していることがわかるが、それとともに注目されるのは、みなし仮設住宅の入居者にとって会津会が日常的媒体組織としてきわめて身近なものとしてあるという点である。実際、36人のうち17人(①⑤⑥⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑲㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛)が会津会の活動や行事に「よく参加している」と答えている。また会津会の効用として、21人(①④⑤⑥⑦⑨⑫⑬⑭⑮⑰⑲㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛)がそうした活動や行事に参加することによって、「ふだん会えない人と会える」ことや「いろいろな情報を入手し共有できる」ことをあげている。

いずれにせよ、会津会はみなし仮設住宅の入居者にとっていまや「生活の共同」に欠かせないものになっているといえる。とはいえ、避難生活の全体がきわめて厳しい状況にあることには変わりない。ちなみに、36人のうち実に27人(①②⑤⑥⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛)が国や県に対して「今後の生活の目処がたつような賠償金、補償金の支払いをしてほしい」と答えている。もともと避難者の間には、加害者が被害者を査定するという不条理な賠償のしくみにたいする不信感が根強くみられる。ともあれ、未だ生活の基礎的要件すらみたすことのできない避難者の悲痛な叫びが聞こえてくる。

4 むすびにかえて——会津会から立ち上がるもの——

さて、ここで冒頭で記した問題関心に立ち返ると、あらためて会津会を介しての「国家や行政に対する『対峙』と『対話』」の質が問い込まれよう。ちなみに、会津会の人びとは、本年5月末から始まった国の中間貯蔵

施設に関する説明会において明らかに「対峙」する姿勢をとった。実際、国の説明会に「出た」と答えた20人（⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿）のうちの7人（③⑦⑫⑬⑲㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿）が「まったく納得できなかった」と答え、8人（④⑨⑩⑪⑭⑮⑱㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿）が「ますます不信感が強まった」と答えている。とはいえ、日常的な会津会の活動では、町長や議会議員などとの懇談を通して復興政策への認識を深めるとともに、「対話」を通して自己の立ち位置を確認している。「対峙」しつつ「対話」というこうしたスタンスは、会津会に寄りそう人びとが「絶望のなかで遠い先の『彼方（かなた）』の希望を語ること」（貝沼2009：1）をあきらめていないことと無関係ではない。

先にも記したように、会津会に寄りそう人びとは、会津会の活動や行事に積極的に参加することによって、同じ悩みをもつ他者と出会い、コミュニケーションをはかっている。ここで想起されるのは、仮設住宅の自治会との違いである。拙著で触れたように、仮設住宅の自治会は、「元あるコミュニティの維持」というキャッチフレーズの下に物理的近接に基づいて上からつくられたコミュニティ、つまり「国策自治会」としてある（吉原2013）。それは基本的に内に閉じられた地域コミュニティとしての性格の強いものである。それに対して、会津会は出自コミュニティはばらばらであり、「自由なコミュニケーション」と「生活再建に必要な情報」(⑭)をもとめて集まってきた人びとからなる。したがってそれは原理的に外に開かれたものとしてある。

会津会の人びとは、仮設住宅の入居者の場合に往々にしてみられる「集団生活によってストレスがたまる」とか、逆に「引き籠って仮設外との接点をなくしてしまう」といった状況からは遠いところにある。ちなみに、36人に対する会津会の立ち位置（ポジショニング）／効用に関するアンケートおよび聞き取りから得られた回答のなかに、以下のような注目すべき意見があった。

- (1) 「楽しければ人は集まり、そのことを通してネットワークが広がる」、そして「そうしたネットワークを介して課題を抱える当事者たちがゆるやかなコミュニティをつくっていく」(25)
- (2) 「会が存在し、そこで他者とつながっているという意識が一人ひとりの自己回復と安心の土台を生み出す」、そのことがひいては「悩みを話すということを超えて、一緒に状況に立ち向かっていくことにむずびついていく」(28)

まさに会津会は「小さな活動、ゆるやかな連携」(石本2014:13)を通してみなし仮設住宅の入居者を支え続けている。それはオルデンバーグという「サードプレイス」に近いものであるかもしれない。そこでは「誰でもが好きな時に来て」「関係のない人どうしが関わりあう」、しかもその場合、「誰かの考えに『無理やりつきあわされる』ことはない」「自分と反りが合わない人びとと折り合いがつけられる」、そしてそうして「集まった人びとのなかから……別のかたちのつきあいが始まる」(Oldenburg 1989 = 2013)。見知らぬ者どうしが「話し合う」ことから始まるこうしたサードプレイスは、筆者がみてきたところでは仮設住宅の自治会から立ちあられたサロンとも共振している⁵⁾(吉原2013; 2014b)。

いずれにせよ、以上のような性格を有する会津会は、基本的に外に開かれていることによって国家や行政に対して「対峙」しつつ「対話」という内実を担保することになるのである。もっとも、みなし仮設住宅の入居者を押し包む環境はますます厳しくなっており、より先がみえなくなっている(吉原2014a)。少なくとも、みなし仮設住宅という制度自体の再編(廃止を含む)、災害公営住宅への移転、また新居への転居等にともない⁶⁾、会津会の人びとが全く見通しのきかない変化の波にさらされることは間違いないであろう。そのときに、会津会がなおも「サードプレイス」としてみなし仮設住宅の人びとのボトムアップに貢献し得るかどうかはきわめて不透明であるといわざるを得ない。

しかしこの点についてさらに言及することは、本稿の守備範囲を超えている。その点についてはいずれ別の機会に果たしたい、と考えている⁷⁾。けだし、本稿は表題に関するフィールドワークの成果を中間的にまとめたものにすぎない。

*会津会会長および会計の全面的な協力の下に、二段階で実施された。なお、ここで取り上げる知見はあくまでも中間集約段階で得られたものをベースに据えている。現在、最終的な集約の作業を行っており、その結果については、いずれ時機をみて明らかにしたいと考えている。

注

- 1) デイパイドが多様化し、複層化していることは否定できない。しかしこのデイパイドを過度に強調することは避けるべきであると思う。ここでは、仮設住宅の入居者とみなし仮設住宅の入居者を分かつデイパイドを多分に意識しているが、それは基本的には制度がつくり出したものとしてあり、両者を通底する生活困難、そしてそれを規定する構造的要因は切り離しがたいものとしてある。
- 2) このずれ／軋轢は、もちろん、みなし仮設住宅の入居者にだけ見られるものではない。仮設住宅入居者、みなし仮設住宅入居者を含めて、いまやフクシマ全体がまなざされ／まなざす構造のなかに置かれている。またそうした点でいうと、高橋哲哉のいう「犠牲のシステム」はいまなおリアリティをもっているといえる（高橋2012）。いやむしろ、それはより重複されたかたちで再生産されているといった方が適切かもしれない。
- 3) この「二地域居住」がとりわけみなし仮設住宅の入居者の特定を困難にしていることは間違いない。またそれがみなし仮設住宅そのものに対する社会の「誤解」を生みだしていることも否定できない。しかし「二地域居住」が取り沙汰されること自体、みなし仮設住宅入居者の生活の不安定／苦境を示しているともいえる。この点は後述する注6)も参照のこと。
- 4) もちろん、「生活の共同」の中身をみるためには、その前提として基礎的な生活圏（通勤圏、通学圏を含む）のありよう、そしてそれが生活の充足（度）とどう関連しているのかをおさえた上で、そのことが避難者にとってどのような社会的格差と不平等となって立ちあらわれているのかを把握する必要がある。したがって、ここではきわめて限定された、いわば外形の把握にとどまっているといわざるを得ない。要は、「生活の共同」が会津会につながっていく際の一つの道筋／理路を示したにすぎないのである。
- 5) ここではもっぱら紙幅の関係で言及を避けたが、「サードプレイス」とサロンの共

振の地平を明らかにするためには、さらに「創発するコミュニティ」(emergent community) および「節合」(articulation) の機制に触れる必要があると思われる。また両者がともに「コミュニティ・オン・ザ・ムーブ」としてあるということも視野に入れるべきであろう。これらの原理的な説明については、Urry (2007) および吉原 (2011; 2013; 2014c) を参照のこと。

- 6) ちなみに、36人のうち「災害公営住宅への移転」を希望している者は7人 (⑧⑪⑫⑭⑮⑰⑱), また「新居への転居」を考えている者は11人 (②⑩⑬⑯⑲⑳㉑㉒㉓) にとどまっている。なお、『福島民報』2014年6月4日号によると、大熊町民を対象とする、会津若松市に立地する災害公営住宅の第1期分の入居申し込みの倍率は、古川町1号棟0.7倍、年貢町1号棟1.0倍、同2号棟0.7倍、同3号棟1.0倍となっており、全体に低率にとどまっている。詳述はさておき、ここから避難者からみた災害公営住宅のありようが浮かび上がってこよう。
- 7) 時期的には若干ずれるが、仮設住宅入居者に対して実施したアンケートおよび聞き取りによって得られた知見とすり合わせる必要があろう。また36人の現時点でのいっそう微に入る聞き取りと「これまで」と「これから」の生活履歴に関する系統的なサーヴェイがもとめられよう。いずれも長期にわたる組織的な調査計画をうちたてることが不可避である。

文献

- 石本めぐみ, 2014, 「NPO 法人 ウイメンズアイ」日本女性学習財団『We Learn』731, 12-13
- 高橋哲哉, 2012, 『犠牲のシステム——福島・沖縄』集英社新書
- たくきよしみつ, 2012, 『3・11以後を生きるきみたちへ——福島からのメッセージ』岩波ジュニア新書
- 田中夏子, 2014, 「書評 伊豫谷登士翁・齋藤純一・吉原直樹『コミュニティを再考する』」JR総研『にじ』645, 160-5
- 貝沼洵, 2009, 『共に生きることは可能か』アカデミア出版会
- Oldenburg, R., 1989, *The Great Good Place: Cafés, coffee shops, bookstores, bars, hair salons and other hangouts at the heart of a community*, Da Capo Press. (= 2013, 忠平美幸訳『サードプレイス』みすず書房)
- Urry, J., 2007, *Mobilities, Polity*.
- 吉原直樹, 2011, 『コミュニティ・スタディーズ』作品社
- , 2013, 『「原発さまの町」からの脱却——大熊町から考えるコミュニティの未来』岩波書店
- , 2014a, 「剥奪され続ける原発災害避難民——大熊町町政懇談会の現場から」『東北都市学会研究年報』14, 73-88
- , 2014b, 「自治会・サロン・コミュニティ——『新しい近隣』の発見」東北

社会学会『社会学年報』43, 35-47

——, 2014c, 「コミュニティ・オン・ザ・ムーブ——破局から」日本学術会議『学術の動向』19-4, 89-93

[初校に際して]

本稿執筆後、政府から双葉地方を核とする「福島・国際研究産業都市（イノベーション・コース）」構想が打ち出された。それはまぎれもなく、成長戦略としての復興施策の一環として提唱されている。新自由主義的色調を帯びる一方で、（それが）避難者の生活再建と具体的にどう結びつくのかが明らかではない。むしろ、こうした構想が放射能被害の矮小化と表裏一体となって示されている点に問題がある。「中央の視点」の強制とともに、避難者の生命・尊厳の軽視が如実にあらわれている。もちろん、避難者たちは、「国際研究産業都市」構想が自分たちの生活再建に役立ちそうもないことに気づき始めている。

2014年9月1日、県と町が受け入れを表明した中間貯蔵施設についてもそうだ。メディア等では、中間貯蔵施設を単純に用地買収や金額の問題として報じる傾向にあるが、避難者たちは、（中間貯蔵施設を）単なる施設問題としてではなく、山本俊明のいう「構造的な問題」として捉えているようだ。ちなみに、山本によれば、「中間貯蔵施設は、①放射能で汚染された故郷に帰還するか、しないのかという選択、②除染して（特に子ども）が住めるのかという疑問、③賠償・補償は十分なのか、制度上の問題はないのか——という三つの要素（帰還・除染・賠償）が複雑に絡み合っている『構造的な問題』として捉える必要がある」（山本俊明, 2014, 「中間貯蔵施設と“帰還幻想”」『世界』861:175）という。前掲のNさんが言うには、中間貯蔵施設の受け入れと引き換えに提示されている交付金についても、「筋としては（こうした）交付金よりも生活再生資金が支払われるべきである」にもかかわらず、そうした筋論は全くかき消されているとのことである。

なお、以上の点を含めて、中間貯蔵施設については、別稿「大熊町民からみた中間貯蔵施設問題」を用意している。